

元気くんチャレンジ

(ラ イ フ カ ー ド 保 証 付)

2019 年 10 月 1 日現在

商 品 名	ちゅうしんビジネスローン「元気くんチャレンジ」
ご利用いただける方	〔法人の場合〕 ・当金庫の営業区域内で、業暦2年以上の法人（決算を2期終了している場合は業歴2年未満でも申込可） ・保証協会利用対象業種の法人（ただし、農林水産業は申込可） 〔個人事業主の場合〕 ・申込時の年齢が満20歳以上69歳以下かつ完済時年齢満75歳以下の方 ・安定継続した収入のある方 〔法人・個人事業者共通〕 ・ライフカード株式会社の保証を受けられる方 ・当金庫の会員となる資格のある方 ① 当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ② 当金庫の地区内で事業をされている方 上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます
お使いみち	・事業資金（個人事業主の場合は、他金融機関借入の借換資金も可）
ご融資金額	・法 人 50万円以上500万円以下（1万円単位） ・個人事業主 10万円以上500万円以下（1万円単位）
ご融資期間	・10年以内（または返済回数120回以内）
ご融資利率	・当金庫所定の利率を適用させていただきます
ご返済方法	・元利均等返済
ご返済日	・毎月6日（休業日の場合は翌営業日）
保証人	・法人の場合は、原則として代表者1名に連帯保証人となっていただきます 連帯保証人は年齢満20歳以上満69歳以下で完済時年齢満75歳以下の方（事業承継予定者が確認できる場合、年齢満20歳以上満75歳以下で完済時年齢満79歳以下） ※「経営者保証に関するガイドライン」等を尊重し、対応いたします。 ・個人事業主の場合は不要です
担保	・不要です
保証料	・ご融資利率に含まれております
手数料	・繰上返済をする場合、下記手数料（消費税等込）をいただく場合がございます 一部繰上返済 11,000 円、全額繰上返済 22,000 円
苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または営業推進部（9時～17時、電話：052-913-1153）にお申出ください ・紛争解決措置：愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。またお客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記営業推進部または全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他	・審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください ・現在のご融資利率やご返済額の試算は、当金庫本支店までお問い合わせください

中 日 信 用 金 庫